

国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー支援規程

制定 令和2年6月29日 令02規程第8号

(16規程第48号の全部改正)

最終改正 令和5年4月1日 令04規程第53号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 産総研技術移転ベンチャー（第3条－第9条）
- 第3章 技術移転促進措置（第10条－第14条）
- 第4章 雑則（第15条－第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う研究所の研究成果を活用した事業を計画し、及び実施する法人等に対する技術移転を促進させるための措置（以下「技術移転促進措置」という。）の内容及びその取扱いを定めることにより、新たな産業を振興し、我が国の産業構造の変革を図り、もって持続可能な経済社会の発展へ貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語のうち知的財産権に関する用語については、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明取扱規程」という。）において使用する用語の例による。

2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究成果 職務発明取扱規程第3条により研究所に帰属する知的財産権
- 二 法人等 自然人以外の者であつて、営利法人及び非営利法人（学校法人及び宗教法人を除く。）
- 三 産総研技術移転ベンチャー 前号に規定する法人等のうち、第4条第2項に規定する基準のいずれにも適合する法人等に対して理事長が付与する称号（以下「称号」という。）

第2章 産総研技術移転ベンチャー

（ベンチャー称号付与等審査委員会）

第3条 研究所に、ベンチャー称号付与等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長の求めに応じ、次の事項について審査を行う。

- 一 称号の付与に関する事項
- 二 技術移転促進措置の適用に関する重要な事項

三 その他ベンチャー支援に関し必要な事項

3 この規程に定めるもののほか、委員会の組織、運営等について必要な事項は、要領で定める。

(称号の付与)

第4条 称号の付与を希望する法人等は、要領で定める申請書類を事前に理事長に提出することにより申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請を行った法人等が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するかどうかについて、委員会に意見を求めるものとする。

一 主として研究所の研究成果を活用した事業を現に実施している又は実施する見込があること。

二 原則として設立した日から5年を経過していないこと。

三 公共の福祉に反するおそれがないこと。

四 研究所の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 研究所の研究成果を活用した事業を実施するために必要な技術の開発力及び経営能力を有すること。

六 その他理事長が定める基準を満たしていること。

3 理事長は、委員会が基準に適合する旨の意見を述べたときは、第1項の申請を行った法人等に対し、称号を付与し、使用させることができる。この場合において、理事長は、当該法人等が称号を使用できる期間（以下「称号使用期間」という。）を、5年を超えない範囲で定めるものとする。

4 理事長は、前項の称号付与に係る事実を公表することができる。

(称号付与企業の権利義務)

第5条 称号使用期間の範囲内にある法人等（以下「称号付与企業」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 研究所の規程、規則等を遵守すること。

二 研究所の業務上及び運営上の指示に従うこと。

三 研究所の信用を失墜させないこと。

四 研究所との契約を遵守すること。

五 前条第1項又は次条第1項により提出された書類の内容に変更が生じた場合に、速やかに変更部分に係る資料を理事長に提出すること。

六 ベンチャー企業創業プロセスに係る研究業務に関する研究所からの調査に応じること。
ただし、合理的な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 称号付与企業は、称号使用期間の範囲内において、第10条に規定する技術移転促進措置の適用に係る申請をすることができる。

3 理事長は、称号付与企業に、別に指定する標章を無償で使用させることができる。この場合において、理事長は、当該称号付与企業との間で標章使用に係る契約を締結するものとする。

(称号使用期間の延長)

第6条 称号使用期間の延長を希望する称号付与企業は、要領で定める申請書類を事前に理事長に提出することにより申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請を行った法人等が第4条第2項各号（第2号を除く。）の基準に適合するかどうかについて、委員会に意見を求めるものとする。

3 理事長は、委員会が基準に適合する旨の意見を述べたときは、第1項の申請を行った法人等に対し、原則として5年を超えない範囲かつ称号を付与された日から10年を超えない範囲で、称号使用期間の延長を許可することができる。

（称号使用の終了）

第7条 称号使用期間が満了する前に、称号使用の終了を希望する称号付与企業は、別に指定する申請書により、事前に理事長に申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、称号使用の終了を許可することができる。

3 理事長は、技術移転促進措置の適用を受けている称号付与企業の称号使用の終了を許可したときは、当該技術移転促進措置の適用を終了するものとする。

（称号付与の取消）

第8条 理事長は、称号付与企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該称号付与企業の称号の継続使用について、委員会に意見を求めるものとする。

一 第4条第2項各号（第2号を除く。）の基準に適合しないこととなったとき。

二 第5条第1項各号に規定する事項を遵守しなかったとき。

三 破産、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続の申立てがあったとき。

四 その他理事長が称号付与を取り消すことが相当であると認めるとき。

2 理事長は、委員会が称号の継続使用が適当でない旨の意見を述べたときは、称号付与を取り消すことができる。

3 理事長は、技術移転促進措置の適用を受けている称号付与企業への称号付与を取り消したときは、当該技術移転促進措置の適用を取り消すものとする。

4 理事長は、第2項の取消に係る事実を公表することができる。

（称号付与に係る通知）

第9条 理事長は、第4条第3項、第6条第3項又は第7条第2項の規定により称号の付与、称号使用期間の延長又は称号使用の終了を行うときは、別に指定する産総研技術移転ベンチャー称号の使用に係る通知書を交付する。

2 理事長は、前条第2項の規定により、称号付与を取り消したときは、原則として、書面をもって通知するものとする。

第3章 技術移転促進措置

（技術移転促進措置の適用）

第10条 技術移転促進措置の適用を希望する法人等は、要領で定める申請書類を事前に理事長に提出することにより申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請を行った法人等に対し、第4条第2項各号に掲げる要件のいずれにも適合するときは、合理的かつ必要であると認める範囲で、次に掲げる技術移転促進措置を適用することができる。この場合において、理事長は技術移転促進措置を適用することがで

きる期間（以下「技術移転促進措置適用期間」という。）を、5年を超えない範囲で定めるものとする。

一 知的財産権に関する技術移転促進措置

イ 知的財産権の実施権の許諾又は専用実施権の設定

ロ 再実施許諾権の許諾

二 施設、研究装置等の使用に関する技術移転促進措置

イ 施設、研究装置等の使用許可

ロ 法人等に所属する研究員及び研究支援者の受入許可

三 その他技術移転促進措置

イ 研究所が指定する専門家への相談（法務、財務、税務、労務、知的財産権、経営コンサルティング等）

ロ 研究所が開催するベンチャー支援関連の研修、セミナー等への参加及び研究所が行った市場調査、技術調査等の報告に関する情報の提供

3 理事長は、特に必要があると認めるときは、知的財産権の譲渡その他の前項に規定する技術移転促進措置以外の技術移転促進措置を講じることができる。

4 理事長は、第2項第1号及び第2号並びに前項に規定する技術移転促進措置の適用を受ける法人等に対し、原則として、当該技術移転促進措置に係る費用を負担させるものとする。

5 前項の規定による費用の負担に関し必要な事項は、要領で定める。

（技術移転促進措置の延長）

第11条 技術移転促進措置適用期間の延長を希望する法人等は、要領で定める申請書類を、当該技術移転促進措置適用期間が満了する前に理事長に提出することにより申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、合理的かつ必要であると認める範囲であって、原則として5年を超えない範囲かつ技術移転促進措置の適用を開始してから10年を超えない範囲で、技術移転促進措置適用期間の延長を許可することができる。

（技術移転促進措置の終了）

第12条 技術移転促進措置適用期間が満了する前に、技術移転促進措置の適用の終了を希望する法人等は、要領で定める申請書類を、事前に理事長に提出することにより申請をしなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、技術移転促進措置の適用を終了することができる。

（技術移転促進措置の取消）

第13条 理事長は、法人等が第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該法人等に対し、技術移転促進措置の一部又は全部を取り消すことができる。この場合において、同項第4号中「称号付与」とあるのは、「技術移転促進措置」と読み替えるものとする。

（技術移転促進措置に係る通知）

第14条 理事長は、第8条第3項、第10条第2項若しくは第3項、第11条第2項又は第12条第2項の規定により技術移転促進措置の適用、延長又は終了を行うときは、別に指定する技術

移転促進措置通知書を交付する。

- 2 理事長は、前条の規定により、技術移転促進措置を取り消すときは、原則として、書面をもって通知するものとする。

第4章 雑則

(買収による知的財産権の取扱い)

第15条 理事長は、称号付与企業を買収しようとする法人等に対し、原則として、知的財産権の実施に係る権利義務の承継を認めるものとする。

(知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程の適用関係等)

第16条 称号付与企業（称号使用期間が満了又は終了したものを含み、称号付与の取り消しを受けたものを除く。以下この条において同じ。）に対して行う、知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程（13規程第15号。以下「実施規程」という。）第3条に基づく知的財産権の独占的若しくは一部独占的な実施許諾について、第1条に規定する目的を考慮するものとする。

- 2 称号付与企業に対して行う、実施規程第5条に基づく知的財産権の譲渡について、特に必要があると認める場合、第1条に規定する目的を考慮するものとする。

- 3 実施規程第3条第2項及び第5条第3項の規定は、技術移転促進措置の適用を受ける知的財産権については、適用しない。

- 4 前項の規定は、称号付与企業に対する独占的若しくは一部独占的な実施許諾又は譲渡する知的財産権について準用することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、称号の付与及び技術移転促進措置の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則（令02規程第8号・全部改正）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

(技術移転促進措置に係る経過措置)

第2条 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー技術移転促進措置実施規程（16規程第48号。以下「旧規程」という。）により行われている技術移転促進措置については、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー支援規程（以下「新規程」という。）の相当規定により行われた技術移転促進措置とみなす。

(称号付与に係る経過措置)

第3条 新規程の施行の際現に旧規程により称号を付与されている法人等は、新規程の相当規定により当該称号を付与されたものとみなす。この場合において、当該法人等が称号を使用できる期間は、令和5年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新規程の施行の際現に旧規程第17条第6項により産総研技術移転ベンチャー称号使用期間の延長の許可を受けている法人等は、新規程第6条により称号使

用期間の延長を許可された法人等とみなす。この場合において、当該法人等の称号使用期間は、旧規程第17条第7項により交付された産総研技術移転ベンチャー称号使用許可状に記載された期間とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、新規程の施行の際現に旧規程による技術移転促進措置を受けている法人等であって、平成27年7月1日以降に技術移転促進措置通知書の交付を初めて受けた法人等は、新規程第4条第3項により称号の使用を許可された法人等とみなす。この場合において、当該法人等の称号使用期間は、当該通知書の交付を初めて受けた日から起算して5年を経過するまでの期間とする。

附 則（令04規程第12号・一部改正）

この規程は、令和4年7月29日から施行する。

附 則（令04規程第42号・一部改正）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。